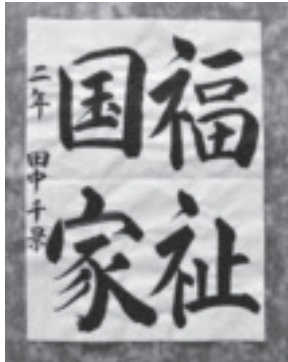


子どもたちも税の役割を学び、納税の必要性を考えています

第43回中学生の「税についての作文」（全国納税貯蓄組合連合会・国税庁共催）は、佐賀税務署管内で29校から3,698人（多久市3校・168人）が応募。また、多久市租税教育推進協議会が募集した「税に関する中学生の書写」と「税に関する小学生の絵画」には、市内6校から25作品が寄せられました。これらは、次代を担う小中学生に税の意義や役割について正しく理解してもらい、関心を高めてもらうために開かれているものです。

ここで、その上位入賞者と作品を紹介します。

書写



佐賀県税事務所長賞

田中 千景さん

（西溪中2年）

絵画（ポスター）



佐賀税務署長賞

江越 郁未さん（中部小6年）



佐賀県税事務所長賞

岸川 真奈美さん（中部小6年）

多久市租税教育
推進協議会長賞



尾鷲 璃来さん（納所小5年）



作文 多久市長賞

『税について思うこと』

安田 良平さん（中央中3年）

「税」というと「消費税」「所得税」「たばこ税」「市町村民税」「自動車税」などが思い浮かびます。またどちらかといえ「税」を納めるほうばかりを連想し、良いイメージというよりは悪いイメージのほうが強いように思います。近所の人が「税金ばっかい高くなって給料は上がらん。生活の苦しか。そいばって納めんばいかんもんね」と言っているのをよく聞きます。

しかし、逆に「税」を使われている方から見ると、私たちが受けている教育や学校の運営、ごみ処理、国道や県道・市道などの道路の建設、国や県庁・市役所といったいろいろな公共団体でのサービス、災害がおきた時などの災害復旧など、私たちが生活をしていくうえで安心・安全、身近で必要なさまざまな公共サービスは、私たちが納める「税」でまかなわれていきます。この公共サービスがなかったら、私たちの生活、暮らしは成りたっていないだろうと思います。

日本国憲法では、第三十条に「国民は、法律の定めることにより、納税の義務を負う」とされ、納税の義務がうたわれています。これは私たちがいろいろな公共サービスを受けるためには、そのもととなるものが必要で、そのためには私たちが公平・公正に「税」を納める義務を持つということなんです。新聞やテレビなどを見ていると平成二十一年度で約八十八兆円の国の収入のうち約五十二

パーセントの約四十六兆円が私たちが納めた税金ということでした。私たちには想像もつかない金額ですが、国民一人あたりになると約三十六万円も納めていることになりました。だから、この税を公平・公正に、そして大切に使うって欲しいと思います。少子化や高齢化が進んだ場合、どのような社会をつくっていくかといった将来の問題について、国全体で考えていかなければなりません。その問題解決のためにも私たちが納めている「税」が使われています。また、最近の新聞やテレビでは、「地方分権」ということが報道されています。「国と地方の役割分担」「仕事の分担」とそれに基づく税の分け方などが話し合われています。

私たちの身近な公共サービスに「税」がどのように使われるべきか、私たちが自身も考えていく必要があると思いますし、もっと身近な生活の中で使われて欲しいと思います。

この作文を作るにあたって「税」についていろいろと調べました。その中で感じたことは、私たち一人ひとりも「税」に関して関心を持つことや「納税」の意識をもっと持つこと、私たちが納めている「税」がどのように使われているのか、その使い道についても関心を持つことが今、私たちができる大切なことだと思いますし、それを将来の日本をどうしていくことだと思います。